

第185回板橋区都市計画審議会

令和2年11月5日(木)

11階第一委員会室

I 出席委員

河島 均	根上 彰生	稲垣 道子
藤井 さやか	水庭 武宣	村尾 公一
元山 芳行	田中 やすのり	さかまき 常行
小林 おとみ	高沢 一基	内田 忠男
榎本 進	笠原 弘	佐々木 善光
高橋 悦子	藤井 雅弘	岡里 勉
嶋川 忠浩	永井 伸芳	大道 和彦

II 出席幹事

区 長	副 区 長	都市整備部長
政策経営部長	産業経済部長	資源環境部長
土木部長代理		
管理課長		

III 出席課長

都市計画課長	みどりと公園	赤塚支所長
事務取扱	課 長	
都市整備部参事		

IV 議 事

○第185回板橋区都市計画審議会

区長挨拶

開会宣言

議 事

- <付議> 1 議案第210号 東京都市計画生産緑地地区の変更について
2 議案第211号 特定生産緑地の指定について
3 議案第212号 板橋区景観計画の変更について

- <報告> 1 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について
2 東京都市計画都市再開発の方針について

閉会宣言

V 配付資料

I 事前送付

1. 議事日程
2. 【資料1-1】議案第210号 東京都市計画生産緑地地区の変更について 付議文
【資料1-2】同 都市計画（案）
【資料1-3】同 都市計画法第17条に基づく都市計画（案）の縦覧結果
【資料1-4】同 東京都市計画生産緑地地区の変更について
3. 【資料2-1】議案第211号 特定生産緑地の指定について 付議文
【資料2-2】同 指定（案）
【資料2-3】同 特定生産緑地 全体位置図
【資料2-4】同 特定生産緑地の指定について
4. 【資料3-1】議案第212号 板橋区景観計画の変更について 付議文
【資料3-2】同 板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更案
【資料3-3】同 板橋区景観計画の変更について
5. 【資料4-1】報告事項1 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）について
【資料4-2】同 都市計画区域マスタープランの概要
【資料4-3】同 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）
6. 【資料5-1】報告事項2 東京都市計画都市再開発の方針について
【資料5-2】同 東京都市計画都市再開発の方針について（原案）

II 机上配付

1. 板橋区都市計画審議会委員名簿
2. 板橋区都市計画審議会座席表

Ⅲ その他

1. 板橋区景観計画資料一式

(1)板橋区景観計画

(2)板橋区景観計画（変更追加版 平成26年1月6日）

(3)板橋区景観計画（変更追加版 平成26年8月1日）

午後 2 時 0 0 分開会

○都市整備部長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

改めまして、皆様、こんにちは。

本日は、ご多忙のところ板橋区都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、冒頭の進行役を務めさせていただきます都市整備部長の松本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず初めに、当区坂本区長のほうからご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○坂本区長 皆様、こんにちは。

大変お忙しい中をお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。皆様には、区政各般にわたりましてご指導を賜り、重ねてお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

本日は、付議案件が 3 件、報告案件が 2 件となっております。

議案といたしましては、東京都市計画生産緑地地区の変更について、特定生産緑地の指定について、板橋区景観計画の変更について、この 3 件についてを本日ご答申をいただきたいと存じます。

また、東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、東京都市計画都市再開発の方針についての 2 件について、ご報告を申し上げます。

以上、5 件となりますけれども、よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げます。

以上でございます。

○都市整備部長 坂本区長、ありがとうございました。

恐縮ではございますが、坂本区長は公務の都合がございますので、ここで退席させていただきます。

〔坂本区長退席〕

○都市整備部長 引き続きまして、開会に先立ちまして事務局よりご連絡がございます。

○都市整備部参事 都市整備部参事内池でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、資料のご確認をお願ひいたします。

机上に配付させていただいた配付資料一覧をご覧いただきたいと思ひます。資料は、事前に送付させていただいたものと、本日机上に配付させていただいたものがございます。

事前に送付させていただいたもの、議事日程、資料1-1から1-4まで、資料2-1から2-4まで、資料3-1から3-3まで、資料4-1から4-3まで、資料5-1から5-2までとなります。

そのほかの資料といたしまして、板橋区都市計画審議会委員名簿及び座席表を本日机上に配付させていただいております。

なお、同じく机上にございます板橋区景観計画の一つづりは閲覧用となっておりますので、審議会終了後はお持ち帰りにならないよう、お願いいたします。

資料の不足がございましたら、事務局までご連絡いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、本審議会の公開について、ご説明申し上げます。

本審議会は、本審議会条例施行規則第3条第1項に基づき、公開となっております。

審議内容につきましては、発言委員の氏名、発言内容、本日の資料と議事録及び委員名簿を公開させていただいております。本日の資料と議事録につきましては、図書館等で文書にて公開し、またホームページでも公開する予定でございます。よろしくをお願いいたします。

○都市整備部長 資料のほうはよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、審議会の進行を会長のほうにお願いしたいと思います。河島会長、よろしくをお願いいたします。

○議長 それでは、ただいまから第185回板橋区都市計画審議会を開始いたします。

まず、事務局より出席委員数の報告をお願いいたします。

○都市整備部参事 本日の委員数23名のところ、現在の出席委員数は21名でございまして、開会に必要な委員の2分の1以上ご出席いただいております。会議は有効に成立いたします。

○議長 次に、本審議会条例施行規則第4条第2項に基づきまして、署名委員を指名させていただきたいと存じます。

藤井さやか委員をお願いいたします。

今日は傍聴者の方はいらっしゃらないということでよろしいですね。

○都市整備部参事 はい。

○議長 そして、委員の皆様の座席についてでございますが、本審議会運営規定第4条により会長が定めることとなっております。

現下の状況では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から距離を置くことが求められます。当面、お手元の座席表のとおり、2列の座席配置をもって委員の皆様の座席といたし

たいと存じますので、どうぞご了承ください。

これより議事に入りたいと存じます。

まず、議案第210号 東京都市計画生産緑地地区の変更について、付議文の紹介をお願いいたします。

○都市整備部参事 それでは、付議文でございます。資料1-1でございます。

「2板都第111号の7 東京都板橋区都市計画審議会 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、下記の事項について付議する。 令和2年10月12日 東京都板橋区長坂本健 記 東京都市計画生産緑地地区の変更について（板橋区決定） 理由 買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区2地区の全部を削除する。」というものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長 引き続き、都市計画の内容及び本件における都市計画法第17条の縦覧結果について、説明をお願いいたします。

○都市整備部参事 今回の生産緑地地区の変更は、2か所でございます。

付議文の次の資料1-2、変更の箇所について、都市計画（案）をご覧いただきたいと思っております。

具体的な説明は、一番後ろの資料1-4、議案第210号を中心に、都市計画（案）を含めましてご説明をさしあげたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、資料1-4でございます。前段の部分をご覧いただきたいと思っております。

今回の生産緑地の変更につきましては、農業の主たる従事者の死亡または故障等を理由とし、買取り申出に伴う行為の制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区2地区の全部削除を行うものでございます。

記書きの下をご覧いただきたいと思っております。

項番1、種類及び面積でございます。

種類は生産緑地地区、面積は今回の変更により約9.14ヘクタールとなります。

続きまして、2の変更概要でございます。

変更前は、昨年12月9日に告示いたしました65件、約9.61ヘクタールでございまして、変更内容について、削除が全部削除2件で、約0.46ヘクタール削除され、変更後は63件、約9.14ヘクタールとなります。

ここで補足ですが、一見すると計算が合わないかと思われそうですが、平方メートル単位から

ヘクタールに換算する際の端数の四捨五入によるものでございます。

続きまして、裏面の2ページをご覧いただきたいと思います。

項番3、削除を行う位置と区域でございます。

番号92、三園一丁目でございますが、生産緑地地区の約2,520平方メートル全てを削除するものでございます。

その下の番号111、徳丸一丁目でございますが、こちらの生産緑地地区約2,120平方メートル全てを削除するものでございます。

どちらも買取り申出の提出を受け、区では関係機関に対し、買取りの希望の有無の調査や農業者へのあっせんを行いました。希望者がなく、令和2年6月19日及び令和2年7月2日にそれぞれ行為の制限が解除され、今回の都市計画変更に至ったものでございます。

削除いたします生産緑地の場所でございますが、資料1-2のほうに戻っていただきたいと思っております。

こちらの3ページ、少し大きい図面でございます。A2版の折り込みの大きな図面を開いていただきたいと思っております。

少し番号が小さくて見づらいかと思われそうですが、92番というのが3ページの左側の上部の部分でございます。111番というのが中央付近のもので、丸で囲んである部分でございます。

続きまして、もう少し詳しい位置がございますので、次の4ページ、5ページの折り込みをご覧いただきたいと思っております。

こちらの黒く塗られている部分、それぞれ4ページのほうが92号、5ページのほうが111号でございます。こちらの全ての部分が削除するものでございます。

位置については、以上でございます。

続きまして、もう一度、資料1-4に戻っていただきたいと思っております。

裏面の2ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

都市計画変更のスケジュールになります。これまでの主な経緯と今後の予定になります。

農業委員会への照会、また、東京都への協議等を行いまして、本日の審議会に付議させていただいているところでございます。

本日答申をいただきますと、今後、手続を踏みまして、予定といたしましては、11月下旬に都市計画決定を行い、告示する予定でございます。

最後に、資料1-3をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧結果でございます。

公告日が令和2年9月4日。そちらから縦覧期間をスタートしまして、9月18日まで2週間を縦覧しております。意見書の提出期間も縦覧期間と同期間でございます。意見書の提出及び縦覧者はございませんでした。

ご説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見をお受けしたいと思ひます。ご質問・ご意見がございましたら、挙手をお願ひいたします。

さかまき委員。

○さかまき委員 すみません。端的にご質問したいと思ひます。

今回のケースで買取りの申出があった場合に、区として買取りを検討する際、どういう観点で区で買い取れるかどうか。あるいは、関係機関にあっせんをした場合に、今回のように最終的に希望の方がいない場合、ほかに何か維持するためのできることと申ひますか、取組みたいな検討していることがもしあれば聞かせていただければと思ひます。

○議長 参事、お願ひします。

○都市整備部参事 まず、買取りの申出が出されたときでございますが、従事者の故障ということでございまして、農業の継続が難しいということでございます。そちらについて、一定の関係機関への確認を踏まえまして判断させていただいて、難しいという状況が分かりました。

その中で、今度、買取りを検討しまして、区の基本計画、また実施計画、個別計画等の関係と照合いたしまして、区としては総合的に買うことが難しいという判断をしているところでございます。

その後、あっせんという形で関係者の方たちにお聞きしたところでございますが、なかなか難しいという判断をいただいたところでございます。

区としては、今後、この部分について、そのような計画等にも合致している部分ではございませんので、今回、買取り等をやるということはなかなか難しいということで考えております。

ただし、今後、農地またそういう空間としての維持ということも踏まえまして、いろいろな検討を進めて、少しでも維持ができるような状況というのをつくっていかねばいけないというふうに考えているところでございます。

○議長 さかまき委員。

○さかまき委員 すみません。追加で1個だけ。

何か具体的な対策といいますか、そういう検討がなされているものがもしあればなんですが、なければなくてもいいんですけども、そういったものがもしあれば、聞かせてください。

○議長 参事。

○都市整備部参事 今回の2つの敷地につきましては、何か具体的にこういう形で進められるというものについては、今、持ち合わせていないところでございます。

○議長 ほかにございませんか。

特にご質問・ご意見、ないようでございますので、これから議決に入りたいと思います。

議案第210号 東京都市計画生産緑地地区の変更についてを案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長 ありがとうございます。全員賛成と認めます。

それでは、案のとおり決定することに異議なしとの答申をしたいと思います。

続いて、議案第211号 特定生産緑地の指定について、付議文の紹介をお願いいたします。

○都市整備部参事 それでは、付議文でございます。

「2板都第148号の3 東京都板橋区都市計画審議会 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第3項の規定に基づき、下記の事項について意見を伺う。 令和2年10月12日 東京都板橋区長坂本健 記 特定生産緑地の指定について 理由 申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意が得られた12件の生産緑地を、生産緑地法第10条の2第1項に基づく特定生産緑地として指定することについて、意見を伺うものである。」というものでございます。以上でございます。

○議長 引き続き、本件の指定案についてご説明をお願いします。

○都市整備部参事 先ほどの議案で都市計画法に基づきます生産緑地地区の削除をするものでございましたが、本議案は既に生産緑地地区に指定されております農地を生産緑地法に基づきまして特定生産緑地として指定するものでございます。

資料2-2をご覧いただきたいと思います。

こちらの1ページ目がまず指定の一覧でございまして、2ページから10ページまでが指定図というふうになっております。

具体的な説明につきましては、資料2-4を中心にご説明さしあげたいと思います。

資料2-4をご覧いただきたいと思います。

前段の部分でございます。申出基準日が近く到来することになる生産緑地のうち、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意が得られた12件の生産緑地を生産緑地法第10条の2第1項に基づく特定生産緑地として指定することについて、生産緑地法の規定に基づき、都市計画審議会に意見を伺うものでございます。

なお、申出基準日とは、生産緑地地区に関する都市計画の規定によります告示の日から起算いたしまして30年を経過する日のことを申し上げます。

生産緑地地区の多くが平成4年に指定されたもので、申出基準日が2020年に訪れまして、一斉に宅地化される可能性があったことから、2022年問題として取り上げられておりました。

特定生産緑地制度とは、その申出基準日を10年ごとに更新し、引き続き生産緑地の税制優遇等を継続することにより農地の保全を図ろうとする制度でございます。

裏面でございます。この制度を図解したものでございます。後ほどご確認いただければと思います。

それでは、ページを戻りまして、1ページをお願いいたします。項番1でございます。特定生産緑地指定の状況でございます。

表の一番下の部分でございますが、板橋区内では生産緑地につきましては63地区、約9.14ヘクタールでございます。これは先ほどの議案で削除することとなる内容を反映したものでございます。

当初の指定告示から間もなく30年を経過することをもちまして、平成4年、平成5年に指定されました53地区、約7.76ヘクタールのものでございます。昨年は、28件、約3.49ヘクタールの指定を行ってございます。その後に同意を得られました12件、約1.56ヘクタールは、今回、指定するものでございます。また、来年度以降につきましても、同意の得られたものから順次指定の手続を進めていく予定でございます。

特定生産緑地の位置につきましては、1つ前の資料2-3、A2版の折り込みの大きな図面をご覧くださいと思います。

特定生産緑地の全体図でございまして、現在指定されております生産緑地が書かれておりまして、括弧内は生産緑地地区の番号でございます。

少し小さい字でございますが、漢字の「特」という字で始まる数字の部分が、特定生産緑地の管理番号というふうに位置づけております。今回、12件全てについてご説明は申し上げませんが、指定の一覧の見方などについてご説明さしあげたいと思います。

資料2-2、指定(案)のほうに戻っていただきたいと思います。

まず、1枚めくっていただいて、一覧表がございます。

例示といたしまして、一番上のところの特22-16というところをご覧いただきたいと思えます。

こちらは、徳丸七丁目に位置します、元の生産緑地としては約1,930平方メートルでございまして、こちらのうち約500平方メートルを昨年特定生産緑地にしております。残る部分につきまして、所有者の方から同意をいただきまして、新たに今回区域に追加するものでございます。

図面のほうは、2ページのところでございますが、A4横遣いのものが縦に並んでおりますけれども、少し横にしてご覧いただきたいと思えます。

真ん中のところに特22-16とございます。こちらの部分とその隣の部分で、下の部分を足した部分でございまして、中央の大きい網目の部分が昨年指定した部分でございまして、細かい網目の部分が今回指定する部分でございまして、特22-16と特23-2の生産緑地は1地区でございましたが、申出基準日が異なりましたので、特定生産緑地としては2件として扱わせていただいているものでございます。

そうした形で全部で12件というものを今回指定させていただきます。

今、申し上げたように、生産緑地の地区については、都市計画上は一固まりになっていたりと、年次が違っていても指定されておりますが、特定生産緑地のほうで整理していく際には、1つひとつを1件という形で、該当する部分について分けしながら指定していくものでございます。

それでは、先ほどの資料2-4にお戻りいただきたいと思えます。

今、申し上げたように、地区数と件数については指定の仕方で多少ずれが生じますが、面積については、この項番1の表のH4とH5、平成4、5年に指定されたトータルが約7.76ヘクタールで、こちらから昨年度の約3.49、今年度の約1.59を引いた残りについては来年度指定に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、項番2でございまして、指定のスケジュールでございまして。

昨年の指定以降、添付書類等をご用意いただいた方から随時受付を行ってまいりまして、同意をいただいた農地につきまして、農業委員会へ管理状況の紹介をし、適切に管理された農地であることを確認してございます。そして、本日、議案としてお示しするものでございまして、本審議会の意見をいただきました後、今月、11月の下旬でございまして、指定告示をしていく予定でございまして。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま特定生産緑地の指定案についての説明がございました。この指定案についてご質問・ご意見をこれからお受けいたします。ご質問・ご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

さかまき委員。

○さかまき委員 恐縮です。先ほどと少し似ている質問になりますが、今回、平成5年までのもので合計が7.76ヘクタールということで、ほとんどのものがこの数年で申出基準日を迎えるというふうに理解をしております。今回だけでなく、来年以降も残り合計7.76ヘクタールに対して特定生産緑地の指定を推進していくかと思うんですけれども、その間、様々な理由で維持が難しくなったような場合に、従事者が亡くなるとかという特定の理由ではなくて、後継者がいないとか、そういった者に対しての何か救済といいますか、差し伸べられるような案というようなものは、現状、あつたりするものでしょうか。

○議長 都市整備部参事。

○都市整備部参事 実際に亡くなられた後にそれを相続していただく方、引き継いでいただく方がいないと営農しているという大前提が崩れてしまいますので、そこはなかなか難しいところでございます。

例えば、貸借とかができるような法の整備もされておりますので、少しでもその部分に関わっていただくという意思がある方が引き継いでいただくとすると、その部分というのが残っていくというふうに考えております。

今回、昨年度と今年度、指定するもの以外についても、全員の方と一応、お話しはできていますので、その状況を確認しながら、少しでも指定が進むような形で今動いているところでございます。

○議長 よろしいですか。

ほかにご質問・ご意見等ございますか。

私から確認ということで質問したいのですが、最初の案件で特22-16の図面。資料の2-2の1ページ。そして、その詳細図の2ページ。説明がありましたけれども、この資料2-2の2ページの図面を見ると、特22-16というのは、この図面の真ん中にある細かい格子が描かれている部分が今回新たに特定生産緑地に指定する部分であつて、そのすぐ右側に、既に前回の昨年10月の都計審で審議をしたときの指定（案）に入っていた部分がこのL字型になっている部分の一部にあるということで、今回はそれが昨年分が500平方メートル

で、今回新たに指定するところが1,430平方メートルで合計1,930平方メートル。これが特22-16という指定になるということですか。

○都市整備部参事 はい。

○議長 面積がこれで合っているんだらうかと思うんですけども。既に指定されたところが500平方メートルで、新たに指定する細かい格子の部分が1,430平方メートルという、約3倍ぐらいになりますよね。この図面を見る限り、もっと面積的には差があるように見えるので、これは正確なのかどうかというのが気になったんですけども。

○都市整備部参事 実際の面積については図面の中で数字を追っているものがあります。今ご指摘の、この、四角が切りとられた特23-2というところがありますが、こちらが約760平方メートルですので、500平方メートルと760平方メートルを足して1,260平方メートルがこちらの固まりですので、500平方メートルの切り方の絵が少しずれているかと思われます。このL字の大きいものと比べると隣のところもそれほど差はないようには思われますが、面積の数値は正しくて、図面のほうが少しずれている可能性があるというふうに思います。

○議長 今回、区が作成した特定生産緑地の指定（案）に対して、生産緑地法の規定に基づいて都市計画審議会に意見を聞くということなので、あまり細かいところに都市計画審議会がチェックしたり、口出しする必要はないと思うんですけども、もし正確にやったときに違った図面の形になるというようなことがあるならば、これは区が都計審の意見を聞いて、区の権限で指定できる案件だと思いますので、別にこの都計審の後に皆さんがご理解いただけるならば、その図面についてより正確な形に直した上で指定するという事も可能だと思いますので、ここは精査していただけますでしょうか。

○都市整備部参事 はい。

○稲垣委員 関連して、それでは。

○議長 稲垣委員。

○稲垣委員 稲垣です。

後で申し上げればいいのかと書いていたんですが、この特22-16というところから矢印が2つ出ておまして、右のほうに向かっている矢印のところは細かい格子になるべきではないのですか。そこがちょっとおかしいように思って、後で伺おうかと思っていたんですけども。

特22-16というところから2つ矢印が、大きいほうには太い矢印ですけども、右斜め上のほうに細い矢印が行っているように思えて、もう一つの特23-2というのも両方を指してい

るので、ちょっと分からないんです。

私は、これは見た目は一体の農地だが、申出基準日が異なる生産緑地地区であるということで、そのことをこの2つの矢印で言っているので、特23-2はこのL型から一部が除かれたのが特23-2で、見た目は一体の農地だなというのが、この2つの23-2と22-16を両方指しているの、これは格子の書き方が間違っているのではないかという気がしたんですが、いかがでしょうか。

これにあまり時間を取らないほうがいいと思うんですけども、すみません。

○議長 参事、どうぞ。

○都市整備部参事 今、ご覧いただいている部分で、特の22-16と23-2というのは両方指している。もともとは1つの生産緑地として指定されていたものでございます。

そのうち右側のL字の部分につきましては、特23-2というところは昨年度指定済みでして、面積の関係で絵の大きさがちょっと狂ってはおりますが、22-16の指定済みという500平方メートルのほうも数字的には合っています。左側の部分も特22-16ということで新たに今回指定するというので、両方足した部分が対象地としてなっていくところでございます。

○議長 特22-16が既に指定した500平方メートルと今回新たに指定する1,430平方メートル。

2つ、これは私道か何か分かりませんが、道路を挟んで両方が特定生産緑地の指定上は22-16となると、そういうことでよろしいんですか。

○都市整備部参事 はい。

○議長 ただ、指定日が異なってくるということになるということですね。

○都市整備部参事 はい。

○稲垣委員 この矢印みたいなのが出ているように見えるのは、特22-16であれば……

○赤塚支所長（農業委員会事務局長兼務） 私が少し答えましょう。

お聞きになられている方々も分かりにくい方がいらっしゃると……

農業委員会事務局長をやっております宮津と申します。少し状況が分かりやすいようにご説明をさせていただきたいと思っております。

今回、特22-16と特23-2につきましては、生産緑地番号66番で一団の生産緑地となっていたところでございます。

この土地につきましては、所有者の方がお二人いらっしゃるけれども、1つの生産緑地になっていたということで、今回細かい格子がかかっているほうを1人の方がお持ちになっています。それから、東側の今、L字型と面積が小さいんじゃないかと言われていた場所を合

わせてお持ちの方がもう1名いらっしゃるということでございます。

昨年度、東側に農地をお持ちの方が特定生産緑地の移行を希望されたわけで、都市計画審議会で通していただいたわけですが、この方がお持ちの土地が生産緑地に当初指定された年度が1年間ずれておりまして、その関係で先に指定しました南側の今回の500平方メートルの部分とそれからL字型の部分とあったわけですが、その方が合わせて昨年度の段階で申出をされたということでございます。

今回、西側の22-16の一部の方が新たに申出をしてくださった関係で、土地所有者と指定の年度がずれている関係でちょっと分かりにくくなっているところではございますが、この図と数字のほうは間違いはないところでございます。

また、もし分からない方がいたら、この審議会が終わった後に細かくご説明させていただきたいと思います。

すみません。以上でございます。

○議長 いずれにしても、今回、特定生産緑地に指定する現在の生産緑地の部分はこの細かい格子の部分であって、それは1,430平方メートルであるということについては、どうやら疑いの余地はないということのようです。

前回指定したものの図面という面を見たときに、面積がこれで本当に合っているのかなという疑問はまだ私自身残りますけれども、それは今回の指定（案）とはまた別の問題でありますので、私のほうからの質問は一応、そういうことで了解したというふうにしたいと思います。

ほかにございますか。

それでは、この案件、先ほども申し上げましたように、生産緑地法の規定に基づいて都計審の意見を伺うというものでございまして、通常の都市計画の決定案とは異なります。通常の都市計画の決定案については、都計審の議決が大前提になって初めて都市計画決定が可能になるというものですけれども、これは区長が基本的には大きな権限を持っていて、ただ、区長が自らの判断だけではなく、都計審の意見も聞きながら指定をしてくださいという法律の立てつけになっているということで、今回、都計審に議案として付議をされている。指定（案）が意見を聞くという、そういう議案として運用されているということでありまして。

この特定生産緑地の指定については、昨年11月7日に第183回の都市計画審議会において、結論的には、区に対して要望的な意見を付して、その指定（案）でよろしいと思いますよという意見を返しています。その要望的な意見というのは、「今後も土地所有者等の理解を得

て区内の生産緑地が維持されるよう、鋭意、特定生産緑地の指定に努められたい」と。そういう意見を付してお返ししているわけです。

この意見については、まだ処理が済んでいない、平成4年・5年に指定された生産緑地で残っている部分が2ヘクタールぐらいあるわけでありまして、そういった部分について、今後、土地所有者の方に十分説明をして、理解を得ながら、できることなら特定生産緑地の指定という形で生産緑地が維持されるようにしていただけたらという思いを持つわけです。そのことについては、昨年の11月の183回都計審のときの事情と現在と全く変わりがございませんので、今回の指定後にまだ残されている生産緑地に対してもその意見は引き続きまだ効力を持って、有効であると。ですから、既にそのときに区に対して、引き続きできるだけ特定生産緑地の指定が広がるように頑張ってくださいというお願いは現時点もまだしている状態ということになります。

そういうことを前提といたしまして、今回、委員の皆様から本指定（案）についての異議が特になかったと思いますので、本指定（案）については案のとおり了承するというところでよろしゅうございましょうか。

[「はい」の声あり]

○議長 特にご異議もないようでございますので、当審議会としては、特に新たな意見を付することなく本指定（案）を了承するとの意見を区長にお返しすることとしたいと思います。ありがとうございました。

それでは続いて、議案第212号 板橋区景観計画の変更について、付議文の紹介をお願いいたします。

○都市整備部参事 それでは、議案第212号の付議文をご紹介します。

「2板都第320号 東京都板橋区都市計画審議会 景観法（平成16年6月18日号外法律第110号）第9条第8項の規定において準用する同法第9条第2項の規定に基づき、下記の事項について意見を伺う。 令和2年10月12日 東京都板橋区長坂本健 記 板橋区景観計画の変更について 理由 板橋区景観計画における景観形成基準のうち、色彩に関する基準の一部変更について、意見を伺うものである。」。以上でございます。

○議長 それでは、引き続き本件変更案について説明をお願いします。

○都市整備部参事 それでは、板橋区景観計画の変更について、ご説明申し上げます。

資料につきましては、資料3-2、板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更案《板橋区景観計画より抜粋》をご覧くださいと思います。

こちらは、板橋区景観計画より今回変更する部分のみ抜粋させていただいたものでございます。変更の具体的内容につきましては、資料3-3を中心にご説明さしあげたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、抜粋いたしました但、本誌につきましては机上に置かせていただきましたこちらのこのような板橋区景観計画という冊子に載っております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3-3をご覧いただきたいと思ひます。

区では、平成23年3月23日に板橋区景観条例の施行を経て、同年8月22日に板橋区景観計画を策定し、運用を開始いたしました。これらの条例・計画に基づき、届出及び事前協議が必要となりまして、建築物を建築する際に、配置、高さ・規模、形態・意匠・色彩、公開空地・外構・緑化、また、駐車場などの付属物からなります景観計画の景観形成基準を満たすことが求められております。

今回の変更では、これらの基準のうち、色彩につきまして、板橋区景観審議会及び同部会の審議の結果を踏まえまして、基準の一部の変更をするものでございます。

本審議会に意見を伺うことにつきましては、景観法第9条第2項に基づきまして、景観計画を変更する場合にはあらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされているところでございます。

それでは、内容についてご説明します。

項番の1でござひます。色彩に関する基準の一部変更の概要でござひます。

現在、板橋区の景観計画におきましては、色彩に関しまして、外壁基本色、強調色が定められており、色合いを色相、また明るさを明度、鮮やかさを彩度と申しまして、これらを数値化したものをマンセル値としていまして、使用できる色の範囲を定めたものでござひます。

注釈のところの1でござひます。外壁基本色とは建築物等の基調となります色で、全体の色のイメージを与えたり、大きな面積を占める色彩のことで、外壁各面の5分の4以上を外壁基本色の基準に適した色彩とするというふうにしております。

また、注釈の2のところでござひます。強調色とは、建築物等の形状や表情に合わせ、変化をつけたり、分節するために使われる色彩のことでござひまして、外壁に表情をつける場合など、外壁の各面の5分の1以下につきまして強調色の基準に適合した色彩とするというふうになっております。

少し例えて申しますと、今日、上着を着ておりますが、ワイシャツ姿を想像していただきたいと思ひます。外壁の基本色がワイシャツの色でござひまして、強調色がネクタイの色の

ようなイメージでございます。

続きまして、今回の変更でございますが、外壁基本色、強調色のほかに新たにアクセント色というものを現在の景観計画で使うことのできない比較的、鮮やかな色彩のものについて使用可能とするものでございます。

注釈の3のところでございます。アクセント色の色でございますが、外壁基本色や強調色とは異なり、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情やにぎわいを演出する色彩として小さな面積で使用する色彩で、強調色のほかに外壁にアクセントをつける場合には、外壁各面の地盤面からの高さでございますが、12メートルまたは10メートル以下の部分の20分の1の面積に限りまして、アクセント色の基準に適合するような色彩とするものでございます。また、強調色とアクセント色の総量につきましては、外壁各面の5分の1以下とするというふうに考えております。

先ほど外壁基本色をワイシャツ姿で例えますとワイシャツの色、強調色をネクタイに例えましたが、アクセント色はネクタイのデザインのドットでございますとか、ストライプ柄のようなものを考えていただきたいと思います。

続きまして、この資料の3ページに移っていただきたいと思います。

こちらでは、これまで説明いたしました外壁基本色、強調色、アクセント色の色彩基準のイメージでございます。

一般の地域の例でございますが、これまでは赤色の枠で囲まれた部分、こちらが外壁の基本色、また、緑色で囲まれた部分、こちらが強調色の枠で、これらの色しか使えませんでした。今回の変更により、水色の枠で囲まれた部分、こちらの色が使えるようになることとなります。

以上が、色彩に関します基準の一部変更案の概要となります。

それでは、資料3-3の1ページにお戻りいただきたいと思います。

項番2のところでございます。経緯及び今後のスケジュールでございます。

アクセント色の導入につきましては、令和2年度中に手続を完了する予定でございます。今年度4月20日から5月22日にパブリックコメントを実施いたしまして、2名の方からご意見をいただいているところでございます。主にアクセント色につきましては、好意的な意見でございました。

今後は、本日の都市計画審議会の意見を経まして、その結果を12月23日の景観審議会部会に報告させていただきます。その後、来年、令和3年の3月8日に景観審議会が行われます。

そちらに諮問・答申させていただいて、3月中に景観計画の変更告示を考えておりました、令和3年4月1日より運用を開始したいと考えております。

続きまして、もう一度、2ページをお願いいたします。

上段の部分には、参考といたしまして、これまでの景観計画変更の履歴等を記載させていただいております。

続きまして、項番の3でございますが、色彩に关します基準の一部変更についての検討経緯でございます。

平成25年度から平成29年度にかけまして色彩基準案の検討、また、委員の意見の反映、事例の調査等を行い、29年度の第10回景観審議会に変更案の一定のまとめがありました。その後、平成30年から令和元年にかけまして東京都との協議、また、地元の説明・周知等を行いまして、2年度に入りまして、景観計画の変更案としての手続を進めているところでございます。

続きまして、資料3-2と机上に置かせていただいております景観計画の冊子を基にご説明したいと思います。

資料3-2の5ページのところをお開きいただきたいと思ひます。

こちらの点線で囲まれている部分でございます。こちらの部分が、今回、一般地域のところで追加される部分でございます。

上の部分の強調色、基本色についてはもともとあったものでございますので、新たにこの部分に差し込まれる形になります。

現在、板橋区では、景観計画の区域といたしまして、一般地域のほかに景観形成重点地区という区域を4地区を定めております。それぞれの重点地区の色彩基準の定めにおきまして、今回の変更で一般地域と重点地区4地区を合わせた5地区でアクセント色の基準が追加される予定でございます。

なお、重点地区の追加につきましては、ただいま説明いたしました一般地域とほぼ同様の内容でございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、景観計画の変更についてただいま説明がございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見をお受けしたいと思ひます。ご質問・ご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

藤井さやか委員。

○藤井（さ）委員 ありがとうございます。2点お伺いしたいと思います。

まず1つは、このアクセント色は建物の本体のみということなのか、広告とか看板とか、その建物の名前を示すとか、そういったところへの使用も想定されているのか、教えてください。

もう1点が、この議論の過程のところでも少し間が、特に直近の2年ほど空いているようなんですけども……。空くというか、時間がかかっているようにも見えたのですが、これは東京都と地元のほうでいろいろな意見があったということなのか、少しほかの検討に比べてゆっくりめに進んでいるということだけなのか、その辺りを教えてください。

○議長 参事、どうぞ。

○都市整備部参事 まず、アクセント色につきましては、本体のみを考えているところでございます。これは、東京都等とも調整した中で、今、その辺は考えているところでございます。

また、景観審議会には色の専門家の先生も多くおられまして、一定のご意見をいただいた中で、板橋区自体がもともと厳しい色遣いをしていた中で、今回、デザイン性を高めるということで、一定の緩和という形で進めようとした中でございます。

そのようなことを何度も繰り返して、いろいろなパターンをやって、審議会等でご意見をいただいたもので、当初の予定より少し長めに時間がかかったのは事実でございます。

今年、コロナになる前であれば、3月の時点では、今日のような形で一定の方向性を5月の審議会で報告させていただく予定でした。それでもまた半年ほどずれておりますので、その辺で結果的には長く時間がかかっていますが、この間、いろいろなどころでお話しさせていただいていますので、そういう面での考え方の周知という部分はできているのかなというふうに思っているところでございます。

○藤井（さ）委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

では、稲垣委員。

○稲垣委員 稲垣です。

資料の3-3の2ページ目を拝見しますと、景観審議会でも何度も十分検討されたというふうに理解しておりますが、そもそもこのアクセント色というのを決める必要があるという発想に至ったといいますか、その理由のようなものをご説明いただけるとありがたいと思います。

○議長 参事、お願いします。

○都市整備部参事 まず、板橋区におきましては、周辺の区というか、23区内でも一番厳しいというか、自分たちなりにはずごくしっかりした取組をしているというふうに思っております。

そういう中で、色遣いについてもかなり限定された部分で、東京都のほうにもアクセント色というのはもともとありましたが、区の中ではその部分をどうしようかということは設定当初から議論はあったところではあります。

そういう中で、実際に建物を作られる方たちももう少し色遣いを使えるようにしてほしいというような意見も時々受けているような状況でございまして、そういうことを踏まえまして、区としてアクセントの緩和をしていくことについて慎重にすべきだという意見を踏まえつつも、また個々のデザインの的にもよくできるようなまち並みをそういう形で維持していくために、一定の取組が必要ではないかというふうな意見もあった中で取組を進めてきております。

先ほど厳しいということをお話ししたんですけれども、一定のステータスとして板橋区は厳しいということで今まで取り組んできていたところではございますが、優れたデザインという部分で、一定のアクセント色というものを利用していただくことによって、さらに良好な景観づくりにつながっていくということであればということも踏まえまして、少し緩和することになりました。

ただ、板橋区の場合には、景観アドバイザーの方も審査等にご協力いただいておりますので、そういう面では、全体を踏まえた取組という面では一定の成果が出せているというふうに考えているところでございます。

○議長 はい、稲垣委員。

○稲垣委員 追加に当たるんですけれども、結局、こういうのはデザインの問題ですから、決めてもやはりこの範囲内にもっとこういう色を使いたいというような希望が出てきて不思議ではないと思います。

今、おっしゃったように景観のアドバイザーの方もいらっしゃるわけですから、ただし、区が認める場合にはこの限りではないというのが該当するのかもしれませんが、ある意味で全体としての建築物としての本当の美しさ、あるいは周辺からのなじみがある美しさというものができるということを前提とすると、その辺がもう少し緩やかであるということ。

ここの書かれ方は非常にいい書かれ方をしていると私は感じましたけれども、何か建築家

なりデザイナーが本当に美しい建物、美しい景観をつくりたいために色を考えるときの自由度といますか、可能性を狭めないようにご配慮いただきたいと、そういうふうに見解を申し上げます。

以上です。

○議長 今のはご意見ということでよろしいですね。

○稲垣委員 はい、意見です。

○議長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ほかに特にご質問・ご意見もないようですので、本議案のまとめに入りたいと思います。

ただいま説明にありましたとおり、本議案は、先ほどの特定生産緑地と似たような立てつけなんですけれども、景観法の規定に基づき、区長が景観計画の変更について都市計画審議会の意見を聴く必要があるという法律の決まりがあるのに対して、今回、付議をされたものです。

ただいまの質疑の中で、委員の皆様からは、景観計画の変更内容について特にこれではまずいというような異議はなかったと思います。また、この案は景観審議会で専門家の先生も含めてかなり慎重にこれまで議論を積み重ねた上でまとめられたものだということもありますので、案のとおり都市計画審議会としては了承するというところでよろしゅうございましょうか。

[「はい」の声あり]

○議長 ありがとうございます。

それでは、当都市計画審議会としては本変更案を了承するとの意見を区長にお返ししたいと存じます。

続いて、報告事項に入ります。

報告事項1、東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、説明をお願いします。

○都市整備部参事 それでは、報告事項の1つ目でございます東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）について、ご説明さしあげます。

まず、お手元の資料4-1をご覧くださいと思います。

都市計画区域マスタープランとは、20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的な方向性を示すもので、都市計画区域マスタープランと呼ばれるものでございます。この都

市計画区域とは東京都市計画区域のことを指しまして、東京23区全体の都市計画の基本的な方向性を東京都が定めるものでございます。今回、令和2年度末に変更を予定しているため、本日、都市計画区域マスタープランの原案を報告させていただきたいと考えております。

まず項番1でございます。変更する都市計画。こちらは東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針でございます。東京都決定でございます。

続きまして、項番の2、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてでございます。

都市計画法第6条の2に基づきまして、都市計画運用指針等で定めております都道府県がおおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的な方向性を示すものとしております。

続きまして、項番3でございます。変更の理由です。

東京都が策定した「未来の東京戦略ビジョン」、また、都市づくりのグランドデザインを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動き等に対応するために変更するものとしております。

続きまして、項番4でございます。都市計画区域マスタープランと区の関わりでございます。

東京都が都市計画区域マスタープランの変更を行うに当たりまして、都市計画法の第18条第1項により、「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。」としているものでございまして、今後、都市計画法に基づく意見の照会が実施されます。

裏面でございます。項番5のスケジュールでございます。

これまで7月1日より15日の間において、東京都が都市計画法第16条に基づきます原案の縦覧を実施しました。板橋区においての縦覧者はおりませんでした。その後、8月13日から24日にかけて、東京都が公聴会を開催しております。こちらにつきましても、板橋区に関する意見はございませんでした。

また、東京都から都市計画法第18条の意見照会が今後ある予定でございまして、こちらにつきましても、次回予定しております来年1月の都市計画審議会のほうに都市計画案とともに諮問させていただく予定でございまして、その結果を踏まえまして、1月下旬に東京都に回答し、今年度中に東京都が都市計画決定する予定でございまして。

続きまして、資料4-2でございます。都市計画区域マスタープランの概要をご覧くださいと思います。A3横の資料でございます。

先ほどお話しさせていただきました23区全体の方針となっており、非常にボリュームの多い資料となっております。そのため、板橋区に関連する部分を抜粋させていただいて、説明をしたいと思います。

まず、第一として、改定の基本的な考え方でございます。

項番1、基本的な事項といたしまして、都市計画法に基づきます広域的な見地からの都市計画の基本的な方針でございます。おおむね20年後の2040年代を目標年次と定めるものでございます。

項番2、都市づくりの目標と都市づくりの戦略といたしまして、AIやIoT等の最先端技術の活用、さらにはSDGsの概念を取り入れた都市づくりを進め、持続可能な成長を目指すものでございます。

続きまして、第2のところでございます。東京が目指すべき将来像でございます。

項番1、東京の都市構造ですが、従来の都市計画区域マスタープランの環状メガロポリス構造をさらに進化させ、交流・連携・挑戦の都市構造を実現するとしております。

また、拠点ネットワークの強化と緑の充実といたしまして、拠点の位置づけを再編するとともに、地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、各地域が競い合いながら新たな価値を創造していくこととしております。この拠点の位置づけの再編につきまして、後ほど板橋区の関係する拠点についてご説明さしあげます。

続きまして、項番2のところでございます。地域区分ごとの将来像です。

都市づくりのグランドデザインに示しました4つの地域区分になります。板橋区においては、環状7号線の内側の中枢広域拠点域、環状7号線の外側を新都市生活創造域と位置づけられております。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。第4、主要な都市計画の決定の方針でございます。

項番1のところでございます。土地利用でございます。

丸印の3目でございますが、都市開発諸制度等を活用し、育成用途を適切に設定することで、地域にふさわしい用途の導入や多様な機能集積を促進しております。こちらは、拠点を形成する際に容積率を緩和する手法であります高度利用地区さらには総合設計制度等を活用するとともに、緩和した容積率のうち一定の割合を育成用途として設定し、まちづくりの方針等に示している建物用途を誘導するというふうにしております。

また、その下の丸印でございますが、市街化区域内の農地につきまして、田園住居地域の

指定や生産緑地地区制度を活用して保全に努めるというふうにしております。

続きまして、項番2、都市施設でございます。こちらは、道路、鉄道、河川、調整池等についての記載でございます。

続きまして、項番3でございます。市街地開発事業です。

1つ目の丸印でございます。市街地開発事業などによる拠点的地域の整備を行う際には、地域の特性を踏まえ、車中心から人中心の空間へと転換し、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成を促進していくものでございます。

2つ目の丸印でございます。都市開発に当たりましては、地域住民また企業などが主体となったエリアマネジメントの普及を促進し、まちの魅力や防災性を向上するというものでございます。

項番4、災害でございます。

災害に強い都市の形成や復興時の都市づくりなどに関する方針として、都市計画道路の計画的な整備、木造住宅密集地域の基盤整備、海拔ゼロメートル地帯では、気候変動により高まる大規模水害リスクに備えて、浸水に対応したまちづくり等を進めることとございます。

項番5でございます。環境です。

自然環境の整備・保全、エネルギーの有効活用、環境負荷の少ない都市の形成などに関する方針でございます。

最後に、項番6、都市景観でございます。

風格のある景観の形成、水辺や緑と調和した景観の形成等に関する方針として、都市再生が進む地域では、新たな個性や魅力ある景観の創出や夜間景観について示しております。

続きまして、3ページの参考附図のほうに移っていただきたいと思っております。少し絵が分かりづらい部分がございますが、ご容赦いただきたいと思っております。

参考附図ー4でございます。中核的な拠点のイメージといたしまして、都内の各拠点が記載されております。

板橋区におきましては、真ん中に色づけがあります環状7号線のラインでございますが、こちらの内側につきましては、活力とにぎわいの拠点、図中のオレンジ色の部分でございますが、板橋と大山が位置づけられております。また、環状7号線の外側の拠点でございますが、地域の拠点。図中には、青色の部分になりまして、成増、東武練馬、上板橋が位置づけられております。現在の都市計画区域マスタープランでは生活の拠点に大山と成増が位置づけられており、今回の拠点の見直しで新たに3か所が位置づけられました。個別の地区の将

来像につきましては、本編で説明させていただきますので、後ほど資料4-3をご覧くださいと思います。

続きまして、資料4-3に移っていただきたいと思います。

こちらは、東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の原案でございます。特色のある地域の将来像についてご説明したいと思います。

少し飛びますが、初めに95ページをお開きいただきたいと思います。

95ページの表の上から3つ目になりますが、「板橋」というところがございます。こちらは、活力とにぎわいの拠点に位置づけられた板橋の将来像でございます。

1つ目の丸ポチのところでございますが、こちらは板橋駅西口周辺のまちづくりの記載となっております。

2つ目の丸ポチのところでございますが、これは木造住宅密集地域全般の記載と特定整備路線でございます補助73号線・82号線の整備の記載でございます。主な区域としては、豊島区の部分が多く含まれております。

続きまして、3つ目の丸ポチでございますが、将来、下板橋駅周辺のまちづくりが起こった際を見越しまして、将来像を記載しております。

続きまして、少し飛びまして98ページをお開きいただきたいと思います。98ページの一番下の部分でございます。大山の将来像でございます。

1つ目の丸ポチでございますが、大山駅周辺で実施されているまちづくりの記載をしております。

次のページに移っていただいて、2つ目の丸ポチでございますが、こちらは木造住宅密集地域全般の記載と特定整備路線であります補助26号線の記載でございます。

続きまして、少し飛びまして106ページをお願いしたいと思います。

こちらの表の一番下のところでございます。地域の拠点に位置づけられました成増の将来像でございます。こちらは、ほぼ現行の都市計画区域マスタープランと同様の記載となっているところがございます。ただし、地域の拠点という位置づけがされているところがございます。

続きまして、107ページをご覧くださいと思います。

表の上から3つ目でございますが、こちらにも地域の拠点に位置づけられました上板橋駅の将来像でございます。こちらには上板橋南口のまちづくりの記載がされているところがございます。

最後になります。同じページの下のところ、上板橋の下ですが、東武練馬という表がございます。こちらが地域の拠点に位置づけられた東武練馬の将来像でございます。1つ目の丸ポチは、将来、東武練馬駅周辺でまちづくりが起こった際を見越しまして将来像を記載しております。2つ目の丸ポチにつきましては練馬区側のものがございます。

資料4-3の内容につきましては以上でございます。

繰り返しになりますが、今回の都市計画案が公表され、都市計画法第17条の公告・縦覧を経た後に、1月の本都市計画審議会に諮問させていただく予定でございます。その後、板橋区から東京都に対して意見の回答を行い、年度内に東京都が都市計画決定する予定としております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの説明につきましてご意見・ご質問をお受けいたします。ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願いします。

さかまき委員。

○さかまき委員 すみません。1点、ご質問させていただきます。

資料4-3の95ページのご説明があった箇所で、板橋の項目のところ、将来、まちづくりが起きた場合にはというふうな仮定の話のご説明がありましたが、下板橋駅周辺、板橋駅西口地区計画と隣接していると思っておりますが、今現在で具体的な計画、もしくは何か検討中のようなものというのはあるのでしょうか。それとも、可能性としてあるということで研究しているだけなのか。もし何か情報等ございましたら、聞かせていただければと思います。

○議長 参事。

○都市整備部参事 まず、下板橋駅周辺につきましては、現在、具体的なまちづくりの動きがあるわけではございません。ただ、今回、記載させていただいた大きな理由といたしましては、下板橋駅につきましては、板橋という拠点を位置づけしてございまして、板橋駅、またさらには新板橋駅、下板橋駅、3つの駅で板橋区としてはその回遊性の向上を目指しているという点もでございます。

さらには、西口の周辺地区のまちづくりプランの区域にも隣接する4ヘクタール以上あります東武鉄道の所有する留置線もございますので、そういう面でも将来的な見込みということで入れさせていただいております。

ただ、この留置線につきましては、かつて日本大学の板橋病院が移転するという話もございまして、今、話はなくなっておりますが、将来にわたって有効活用されるような位置づけ

になるというふうに考えているところでございます、今回先取りという形で入れさせていただいているところでございます。

○議長 ほかにございますか。

それでは、高沢委員。

○高沢委員 すみません。1点だけ。

今までの経緯の中で、東京都が公聴会を開催しているということで、8月13日から24日とありますけれども、今、新型コロナの影響ももちろんあると思うんですけれども、どういう形態で公聴会を何回やって、一般の人もし呼ぶような話だったら、何名ぐらいいたとか、その辺の詳細をお聞きしたい。

あと、板橋区に関する申出はないということでありまして、何か顕著な意見だとか、何か申出と申しますか、そういったものがあつたのかどうかもお聞かせください。

○議長 参事。

○都市整備部参事 公聴会については、現在、人数等については東京都全体で18名の公述申出があつたというふうにお聞きしております。

実際には17名の方が参加していただいて、区部についてはそのうち16名の方が申出いただいて、15名が出席で、1名の方が辞退しているということをお聞きしております。

公聴会の中では、特に板橋区のことになかつたというふうに聞いておりますが、新型コロナウイルスに関する意見ですとか、河川の水質に関する部分、また公園・緑に関する部分、高層化するまちの景観に関する部分等、幾つかご質問というか意見があつたというふうに聞いていますところでございます。

板橋区に関する部分としては、特にないということございました。

○議長 よろしいでしょうか。

○高沢委員 全体の都市づくり的な話というのも特に……。今、個別の高層とか、そういうのを挙げていただきましたけれども、方向性だとか、そういったものの議論みたいなのは特に意見はなかつたということですか。

○都市整備部参事 そうです。全体の区域マスタープランの方向性を指し示すような内容という部分は、特段の意見はなかつたように聞いております。

あと、個別の事案として、再開発事業に対する賛成・反対とかという意見があつたりとか、そういうことについても聞いておまして、全体像を指し示すという面でのものについては特段なかつたというふうに聞いております。

○議長 よろしいですか。

それでは、小林委員。

○小林委員 基本的なところで、資料4-2の2ページ目で、東京、全体に大きなところなので、板橋区に聞くことはできないかもしれませんが、気になるのが、都市施設、羽田空港の強化の問題です。2020年、本格運行になって、その後の検証などを東京都がやるのかどうか。飛行機が飛ぶ前の状況と飛んだ後の状況で、環境についての様々な地域の住民の声がありますので、さらなるその後の検証をお願いしたいということを強く思っております。

それから、外環道については、この間、関連性は分かりませんが、事故も報告されておりますので、その辺について、東京都が何か言及することがあるのかどうかということも注視しておいていただきたいと思っています。

答申は来年、年が明けて、板橋区としての意見を上げていくということになっているようですので、ぜひ情報提供をお願いしたいと思っています。

その2つは取りあえず言っておきたいなと思うんですけども、お願いします。

○議長 何かお答えをする……

○小林委員 意見でいいです。

○議長 意見としてでよろしいですか。

○小林委員 はい。

○議長 分かりました。都心上空の羽田空港を利用する飛行機の飛行の話と外環道の事故の関連ということでありました。

ほかにいかがでしょうか。

稲垣委員。

○稲垣委員 資料4-1を拝見してですが、まず現在の都市計画区域マスタープランは平成26年の12月に策定されたものと理解しております。

項番3のところ、「未来の東京戦略ビジョン」というのは2019年の12月に策定されたものだと思っているんですが、項番3の文章の2行目に社会経済情勢の変化に対応する必要があるというふうに書いてあります。「社会経済情勢の変化」は、一応、一応と言っては失礼ですが、区の資料というふうに思いますが、これはもしかしたら都が書いたものではないかと推察するんですけども、この社会経済情勢の変化というのは、具体的にどういうことを指しておられるのか。

私の感じでは、このコロナ、あるいはオリンピックが仮に実現されるとしても、実際に最

初に思っていたこととかなり違う形になるであろうということを考えますと、この都市計画区域マスタープランは、時間的に言ってそういうことはあまり反映された内容になっていないのではないかと。非常に乱暴に個人的な意見を申し上げますと、コロナがこういう状態で新しい計画をつくるというのが本当に妥当なのだろうか。もう少し待たらいいのではないかとというのが個人の意見です。

質問としては、この「社会経済情勢の変化」というのは、これは区がお書きになったとして、どういうものを考えていらっしゃるのかをお答えいただきたいと思います。

○議長 参事。

○都市整備部参事 まず、改正に向けて東京都の基本的な考え方というのがございまして、その中に都市計画基礎調査等の内容、また社会情勢の変化などの対応ということが書いてございまして、その辺を踏まえた形で、今回、記載させていただいたところでございます。

さらに、その部分で申しますと、例えばテレワークとか、人々の生活等の意識の変化とか、そういう部分を踏まえて、先ほどお話しされたコロナの話についても一定の議論という形ではあると思います。コロナ等については、今後追記されるという情報は得ておりますが、今、その部分について明言することはできない状況であります。

その辺を踏まえてこういうふうな形での記載をさせていただいたところでございます。

○議長 稲垣委員。

○稲垣委員 新聞報道等によりますと、東京都の人口もここ数か月、転出のほうが超過しているということもあります。あるいは、オフィスの満室率が大幅下がっているということもございまして、このコロナの問題はさっき申し上げたように、まだ分からない段階だと思います。

それで、意見なんですけれども、次回には付議ということで、都に意見を出すのに対して、区はこういう意見を言いたいと思うが、どうであろうかというふうな付議がされると思うんです。今までは、大体、都のお考えのとおりというような感じの意見をお出しになる。こういう意見を出したいと思うが、いかがだというふうな付議ですから、区としては、都のお考えどおりというのが出てきたと思うんですけれども、ここについてはやはりごく慎重に、本当に区の皆さんがそういうコロナ後といいますか、いつまでもコロナとともになのか分かりませんが、そこをよくお考えになって、慎重に考えた上で都に対する意見を取りまとめていただきたいという意見を申し上げます。

以上です。

○議長 意見ということで。

○稲垣委員 はい、結構です。

○議長 ほかにはいかがでしょうか。

今回は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、案の付議ということではなくて、途中段階の報告事項という取扱いでございますので、ほかに特にご意見・ご質問もないようですので、本日のところは本件は報告を承ったということにしたいと思っております。

続きまして、報告事項の2番目ですが、東京都市計画都市再開発の方針について、説明をお願いいたします。

○都市整備部参事 それでは、報告事項の2、東京都市計画都市再開発の方針についてご説明さしあげます。

お手元の資料でございます資料番号の5-1をご覧くださいと思います。東京都市計画都市再開発の方針についてでございます。

まず、都市再開発の方針というものでございますが、市街地におけます再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランでございます。

この都市計画の範囲でございますが、東京都市計画でございます東京23区全体を対象としておりまして、東京都が定めるものでございます。

こちらにつきましても、令和2年度末に東京都が都市再開発方針の変更を予定しているため、本日、そちらの原案についてご報告させていただくものでございます。

まず、項番1でございます。変更する都市計画でございます。

東京都市計画都市再開発の方針でございます。

続きまして、項番2、東京都市計画都市再開発方針についてでございます。

こちらの都市計画でございますが、都市再開発法第2条の3に基づきまして、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランでございます。都市づくりのランドデザイン、また、都市計画区域マスタープランを実効性あるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めているものでございます。

現在の方針につきましては平成27年3月に変更されたものでございまして、今回、社会経済情勢等の変化に対応する必要性もありまして、東京都が都市計画変更するものでございます。

なお、都市再開発方針におけます再開発とは、市街地再開発事業のほかに、地区計画や木

密事業のような特定の市街地の整備を目的とした助成事業、工場等の跡地の利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的な転換を含むものと考えております。

続きまして、項番3でございます。主な変更点でございます。

先ほどの27年に制定以降、変更した部分について、ご説明したいと思っております。

再開発促進地区また再開発誘導地区の2つの位置づけがございまして、再開発促進地区、2号地区と呼ばれております。こちらのものにつきましては、計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区となっております。

一方、再開発誘導地区、1.5号地区と呼ばれているものでございますが、計画的な再開発が必要な市街地のうち、2号地区には至らないものの、今後再開発の誘導、再開発の機運の醸成を図る地区としております。

まず初めに、再開発促進地区の主な変更点について、ご説明さしあげます。

5-1の下部分でございますが、ここには凡例で●が削除、○が新規、◎が変更という形で順次記載させていただいております。

まず、板.14というところでございます。大山駅・中板橋駅周辺についてでございます。従前の地区より大山駅東の地区計画の区域の一部、また氷川町の一部が区域が広がったことにより区域を拡大したという変更でございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

板.17、中山道地区でございます。こちらは地区内で不燃化促進事業を行っていたために位置づけしたものでございますが、助成事業が完了していることから削除したものでございます。

続きまして、板.19でございます。板橋駅西口地区でございまして、こちらは板橋駅西口地区のまちづくりの進展に伴いまして区域を拡大したものでございます。以前は、板橋駅板橋口地区、板橋駅西口地区ということで、駅の近いところでございます。そちらの地域2地域とさらには地元でございますURのビュータワーというところを位置づけておりましたが、板橋駅西口周辺地区のまちづくりプランの区域まで拡大するとともに、さらに先ほどご質問のありました隣接する東武鉄道の留置線の区域を含めたものでございます。

続きまして、板.25でございます。こちらは新河岸二丁目地区でございまして、平成23年に地区計画が策定され、関連する地区施設の整備等も完了していることから削除しているものでございます。

続きまして、板.27でございます。こちらは向原第二住宅地区でございます、令和元年
に地区計画が策定されたことから、新規に位置づけたものでございます。

続きまして、板.28、清水町・蓮沼町地区でございます。こちらは地域の防災性の向上や
良好な住環境の市街地整備を進めるための新規の位置づけでございます。

続きまして、再開発促進地区の最後でございますが、板.29でございます。高島平二・三
丁目の地区でございます、こちらは高島平地域の都市再生としてまちづくりを実施してい
く内容を新規に位置づけたものでございます。

続きまして、再開発誘導地区についての説明をさしあげたいと思います。

凡例のところがございますように、削除と新規という2つのものでございます。

まず、板一キでございます。大谷口北町・向原周辺といたしまして、平成30年に新たな防
火規制区域を指定したことから削除するものでございます。

続きまして、板一ケでございます。高島平といたしまして、先ほどの再開発促進地区に位
置づけられた区域の周囲の部分を含みました高島平一丁目から九丁目に新たに位置づけるも
のでございます。

続きまして、板一コでございます。こちらは宮本町でございます、産業環境の改善と合
わせて、住・工が調和した市街地を形成するために新たに位置づけするものでございます。

続きまして、板一サでございます。上板橋駅北口といたしまして、駅の南側のまちづくり
と合わせまして、南口と一体となったまちの形成を図るために新たに位置づけをするもので
ございます。

こちらの項の最後でございますが、板一シでございます。東武練馬駅周辺といたしまして、
大規模商業施設を中心とした駅周辺のにぎわいが形成され、都市基盤の整備等による安全性
の向上や回遊性の向上を図り、安全でにぎわいのあるまちの形成をするために新たに位置づ
けているものでございます。

続きまして、次のページでございます。項番の4でございます。スケジュールでございま
す。

これまで7月1日から15日の間に東京都におきまして都市計画法第16条に基づきます原案
の縦覧が実施されまして、こちらも板橋区における縦覧はおりませんでした。

その後、8月13日から24日にかけて東京都の公聴会を実施しております。こちらも板
橋区に関する意見はございませんでした。

また、東京都から都市計画法第18条の意見照会がございましたら、その後、来年の1月、

先ほどと同じように都市計画審議会、こちらの審議会のほうで都市計画案とともに諮問させていただく予定でございます。

その結果を踏まえまして、1月の下旬に東京都に回答し、今年度中に東京都が都市計画決定する予定でございます。

続きまして、資料5-2になります。東京都市計画都市再開発の方針の原案でございます。A4縦と横遣いが混じっておりますが、A4縦で見た場合にページの下の部分に通しで番号を振らせていただいております。ページ数をご案内する際には、下の部分に載っていますページ数でご確認いただきたいと思います。

また、先ほど主な変更内容をご説明させていただきましたが、大きな変更点について、抜粋してご説明したいと思います。

まず、18ページをお開きいただきたいと思います。横遣いになっておりますが、縦遣いで見たときの下の部分に「18」と書いてあるページでございます。

こちらは、板.14、大山駅・中板橋駅周辺地区でございます。

地区の再開発整備等の主たる目標といたしまして、大山駅周辺は道路整備や道路と鉄道の立体化を契機に、都市基盤の再編や土地の合理的かつ健全な高度利用を行うことでまちづくりが進み、木造住宅密集地域の解消が進展し、商業、文化、公共・公益施設などの機能が集積した安全で活力とにぎわいのある拠点を目指しております。

中板橋駅周辺につきましては、住宅地の防災性の向上及び住環境の整備・改善により、防災上の拠点といたしまして市街地の形成を図るとしております。

具体的な区域につきましては、51ページをお開きいただきたいと思います。

今回、図としてはすごく見づらい部分がございますが、ご容赦いただきたいと思います。

A4横で見たときには、右側になりますが、補助26号線の北側の部分。住所で申しますと、氷川町のところが一部分、出っ張っているところがございますが、そちらが今回追加となっているところでございます。少し分かりづらいですが、その部分でございます。次回の案を示す際には、もう少し分かりやすいような図面に修正していただきたいと思いますところでございます。

続きまして、20ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、板.19板橋駅西口地区でございます。

地区の再開発整備の主たる目標といたしまして、板橋区の玄関にふさわしい都市機能を集約するため、駅周辺の土地の高度利用や都市基盤の整備により、商業、居住、文化などの機

能が集積し、近接する駅との回遊性を生かしたにぎわいや交流の生まれる拠点等を形成するとともに、特定整備路線の整備等による安全なまちを目指すとしております。

区域でございますが、56ページ、57ページでございます。

地域が広いもので、2つに分かれておりますが、もともとの板橋駅の周辺の部分と少し出っ張っている部分、旗ざおのさおに当たる部分になるようなところが下板橋駅の留置線の部分でございます。こちらのところを含めた区域というふうに拡大しております。

続きまして、23ページにお戻りいただきたいと思っております。

再開発促進地区の板.29で、高島平二・三丁目地区でございます。

地区の再開発、整備等の主たる目標といたしまして、大規模団地の建て替え更新と併せ、周辺の高経年化した公共施設の再編・再整備を行いながら、駅前のにぎわいと多様な世代が暮らしやすい良好な住環境を備えた活力ある市街地の形成をするものでございます。

具体的な区域につきましては、66ページをご覧くださいければと思っております。

こちらのところが高島平二・三丁目の一部で、団地の区域になります。こちらが再開発促進地区というふうに位置づけられております。

資料5-2の説明については以上となります。

繰り返しになりますが、今後、都市計画案が公表されまして、都市計画法第17条の公告・縦覧を経た後に、1月のこちらの都市計画審議会のほうに諮問させていただく予定でございます。その後、東京都に意見を回答いたしまして、東京都が年度内に都市計画決定する予定となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 ただいま東京都市計画都市再開発の方針の原案について、板橋区に関わる部分を中心に説明をしていただきました。

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見をお受けしたいと思います。ご質問・ご意見がございましたら、挙手をお願いします。

さかまき委員。

○さかまき委員 すみません。1点だけです。

5-1の資料の中にごございます再開発誘導地区について、基本的なことで恐縮ですが、ご質問したいと思うんです。

ここにご説明としては書いてあるんですけども、先ほどの5-2の一覧表でも新規で追加されたものというのは本当に1行で表現されておりますが、ここに一定説明はあるんです

けれども、この再開発誘導地区というのが具体的にになっていく過程というか、流れと申しますか、ある程度将来を見込んで定めていらっしゃると思うんですが、これをどういうふうにご指導していくのか、どういったきっかけで起こっていくのかみたいなことを、恐縮ですが、お聞かせ願えればと思います。

○議長 参事。

○都市整備部参事 まず、促進地区のほうにつきましては、一定の動きがもう既に始まっているところをごさいますて、その部分を、実際には後追いの部分をごさいますて、位置づけをしているところをごさいますて。

誘導地区につきましては、実際のところはすぐに何かを始めるということはまだ発生しておりませんが、周囲のいろいろな情勢から踏まえまして、今後、機運を醸成することによって、区域として再開発、まちづくり事業等が進んでいくようなことを位置づけております。

実際に区の中では、先ほど板橋駅の周辺の話をご説明したところでありますが、実際には当初は板橋駅の近いところで、B用地と言われているところの再開発をごさいますてとか、駅前再開発、さらにはビュータワーというURの建てているところが一定の位置づけがあった形で進んでおりまして、それが一段階進みまして、そちらのほうの事業が進んで、今、周辺の地区計画づくりということで、まちのほうでも一定の動きが出ております。

そちらの部分では一定の位置づけをすることによって進んでいきますが、まだ動きがあるというふうには言えないですが、例えば近接する部分で動きが連動する可能性もあつたりする部分でありますとか、東武練馬のように商業施設が一旦出来上がっているんですが、だんだん時間がたつてきて、更新の時期も将来的に迎えていく。その際に、その商業施設と駅との間に一定の空間があつて、開発なりがされて、建て替え等も含めて、一体として整備することによって地域にとって有効になるような部分が、今何かが始まるわけではないんですが、そういうところも含めまして、再開発として将来的に誘導していきたいという部分を含めまして、位置づけしているところをごさいますて。

○議長 さかまき委員。

○さかまき委員 ありがとうございます。

もう少し深くお聞きしたいと思うんですが、例えば何か地域からの機運と申しますか、発案によるものなのか、何らか行政から働きかけという語弊があるかもしれませんが、何か誘導というか、誘発していくような、ケース・バイ・ケースとは思いますが、実際どんなふうにご起こっていくものなのかというところをもう少し詳しくお聞かせ願えれば、お願いいた

します。

○議長 参事。

○都市整備部参事 実際には、区のほうで今後のまちづくりとして検討したほうがいいということで踏まえる場合もございますが、例えば木造の密集エリアのように、もともと東京都の防災都市づくり推進計画とか、いろいろな計画で位置づけされている部分については、その時点で位置づけが決まってきてしまいます。

今、例えば清水町のエリアについては木造住宅とか密集している部分も見受けられますけれども、位置づけとして段階的にはほかのエリアに比べて望ましくない住宅が多くなかった地域であったので、そういう部分については取組が区のほうでも積極的に動いていなかった部分がありますが、一定の区域内で整備されている中を受けますと、そういう地域というのがまたクローズアップされてくる中で、その部分にまちづくりが必要ではないかという発想が出てくると思います。

そういう段階の中で位置づけを決めていきますので、確実にこれだからという条件がもともと記載されているわけではございませんが、まちの動きというのを、それは先ほど稲垣先生からもご質問ありましたけれども、社会情勢とかを踏まえながら検討していく中で位置づけをしていくことになっていくと思います。

ただ、一定の位置づけがされていないと、次のステップとして、そこに動きが出た際に取組がなかなかしづらい部分がございますので、そういうことを見越してやっているところではございます。

○議長 ほかにはいかがでしょうか。

小林委員。

○小林委員 先ほどのマスタープランに付随した計画としてこの再開発方針と、先ほどの資料に住宅市街地の開発整備の方針と防災街区整備方針という3つの方針でマスタープランが支えられているみたいに書いてあるんですけども、その他の2つの方針も合わせてこれから出されてくるのでしょうか。

○議長 参事。

○都市整備部参事 今、ご覧いただいて、皆様に分かりやすい絵で申しますと、先ほどの資料4-2のところで概要版に絵が載っていると思います。この中で「『未来の東京』戦略ビジョン」というものがあって、その下に「都市づくりのグランドデザイン」というのがあって、その左側の列として、都市計画区域の整備開発及び保全の方針でございます。その右側に都

内では3方針と呼ばれています。日本国内だと4方針でもう一つ方針がございますが、都市再開発の方針ということで、今回、取組を進めているものでございます。

今後、防災街区整備方針、また住宅市街地の開発整備の方針につきましても、今、別の部隊で取組を進めておりますので、来年度を目標に取り組もうということで話が出ておりますが、当初の予定よりは少し遅れ気味。それは先ほどのコロナの話も踏まえてなんですけど、少し後ろに倒れていますので、今、明確にいつこういう形で都計審のほうに出させていただきますということは明言できませんが、恐らく来年度には出せるような状況になると思います。

○小林委員 ありがとうございます。

ということは、マスタープラン全体と3つはセットで進むことになるんですか、それとも全然時間差がありながら進むんですか。

○議長 参事。

○都市整備部参事 セットという言い方でしますと、そろわないと何も機能しないという話になってしまうと思うので、連動しながら動いていきますので、時間差があったとしても、大きな方針としての区域マスタープランは踏まえつつ、それぞれ目的にあった方針の趣旨を捉えながら仕事をしております。

実際には、防災街区整備方針についても、住宅市街地の開発整備の方針についても、もとの方針は今も存在しておりますので、それを受けつつ、またその部分を変更しながら進めていくという形になると思います。

○小林委員 分かりました。ありがとうございました。

もう一つ、今度は板橋区のほうで今回は12地区ですか。3つ削除、7つ新規、2つ変更というふうが一番初めの概要のところに書いてありますが、これは東京都からというよりは、板橋区としてこういうことを今度の東京都の方針に盛り込んでほしいということで出して、それを受け入れる形で東京都の方針が出されてきたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長 参事。

○都市整備部参事 これをつくるのも、東京都のほうでも勝手につくれませんし、板橋区が要求すればできるというものではございません。

昨年度からいろいろな調整をして、ご意見等を東京都からもいただいたり、また、私どものほうで上げたりしながら考えてきたところでございます。

個別の地区につきましてもの位置づけについては一定の要望をしてきて、区の中の要望とし

てはおおむね反映されているというふうに考えております。

○小林委員 意見交換がある中で、受け入れられたもの、受け入れられていないものというものが何かあったのでしょうか。板橋が出したものが基本的に全部入ったというふうに考えてよろしいのか、逆に板橋が出したけれども、東京都からこれも入れなさいと来たものがあつたのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長 参事。

○都市整備部参事 まず、先ほどの2号地区と申しました地区でございますが、板.14、大山駅・中板橋駅周辺について、また、板.19、板橋駅西口地区の2地区につきましては、区域を拡大するという形で認めていただいております。

また、まちづくりの進展に伴いまして、板.27の向原第二住宅地区、さらには板.28の清水町・蓮沼町地区、板.29の高島平二・三丁目地区についても新規に2号地区という形での位置づけをいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 小林委員。

○小林委員 さっきお聞きしたように、それは板橋区からこうしようということで、それは入れてもらえたと。逆に、東京都からこれもというのも何かあったんですか。そういうのはないんですか。

○議長 参事。

○都市整備部参事 今回、これについては板橋区の要請した内容で一定の部分を受け入れていただいておりますし、さらに東京都からこの部分をとという形での特別な指示というものはなかったというふうに考えております。

○議長 よろしいですか。

○小林委員 はい。

○議長 それでは、ただいまの東京都市計画都市再開の方針について、ほかにご意見・ご質問もないようでございますので、これについても本日のところは本件は報告を承ったということにしたいと思います。

以上をもちまして、第185回板橋区都市計画審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時51分閉会